

## ハッ場ダム住民訴訟通信-132

2018年2月10日発行

### 霞ヶ浦導水事業差し止め裁判和解へ。

#### 「漁業被害がなければ…」漁協側は受入れの方向。

那珂川漁協など茨城・栃木の8漁協が提起していた「霞ヶ浦導水差し止め訴訟」は、1月16日、東京高裁で8回目の口頭弁論が開かれ、都築裁判長は「双方の主張は出そろい。審理は終盤に入った」とし「話し合いによる解決が双方にとって利益になる」との考えを示し和解を勧告しました。



2009年3月提訴、2015年7月水戸地裁敗訴、同月東京高裁へ控訴と、9年に亘る裁判は本年度中にも最終する見通しとなりました。原告側弁護団によると、和解の打診は昨年7月にあり、当初は和解の条件として(1)取水口の運用に関する漁協側と国側の定期的な意見交換(2)稚アユの取水口迷入を防ぐ取水制限時期の協議、決定(3)霞ヶ浦から那珂川への逆送水は必要かつやむを得ない

場合にとどめる。という案を口頭で示されたといえます。なお、裁判所、原告、被告による協議の結果、被告国側からの和解案は出ないとの感触から、原告である漁協側が和解案を提示する見通しとなっています。

漁協側の丸山幸司弁護士は「将来的に漁業権侵害にならないための歯止めをきちんとかけられるなら（和解で）実利を取れる可能性があると考えている」と話しました。

#### 原告の疲労を考えたなら、和解もひとつの道でしょう。

国を相手取っての裁判は、生身の人間と官僚機構という巨大で血の通わぬモンスターとの闘いになります。このたびの裁判を例にとれば、提訴した漁協側のお一人お一人は生身の人間です。漁業という生業を持ち、人生があり、家族を養い、究極には「生命という限界」があります。翻って国側は2～3年で担当が入れ替わり、現地とは遥か離れた霞が関で、淡々と事務をこなすだけのこと。相手側漁業者の痛みも苦しさも、経済的な負担も、彼らには痛くも痒くもないのです。それどころか「時間をかければ必ず勝てる」と、命の限界まで計算に入れているのです。現実には、那珂川漁協の君島恭一組合長は昨年9月病に斃れ亡くなりました。「那珂川の清流は自分たちの先祖が遺してくれたものだ。そのお陰で自分たちは漁業を営んでいる。その清流を子々孫々に遺すことが自分たちの責任だ」と語られた君島さんの言葉が胸を締めつけます。

国とは、人々がいて初めて国として成り立つものです。国民一人一人の脈打つ鼓動を感じられないなら、国は国民にとって化け物でしかありません。

## 無駄と分かっている

### 霞ヶ浦導水事業を進める国の責任は免れません。

何度も触れることになってますが、霞ヶ浦導水の目的は①利根川と那珂川の渇水期に両河川の水を霞ヶ浦を経由して補い合う「流況調整」。②水道用水、工業用水の開発。③霞ヶ浦の浄化。にありました。国は、漁協による差し止め訴訟が和解に終われば、「免罪符を得た」とばかりに事業を進めるでしょう。しかし、開発する水道水などの利用はまったく見込めません。

2015年の茨城県の水道水と工業用水の余剰は以下になっています。

#### ■2015年度都市用水(水道用水+工業用水)実績(単位：万トン/日)

水道用水保有水源	工業用水保有水源	保有水源合計	都市用水実績	余剰水
169.8万トン	149.5万トン	319.3万トン	165.6万トン	153.7万トン

ここに霞ヶ浦導水事業の開発水量 水道用水 31.3万トン、工業用水 13.6万トン、合計 44.9万トンを加え、八ッ場ダムの9.4万トンをも加えると保有水源は373.6万トンにも上ります。これは290万の茨城県民が水道用水換算で1,128万人分もの保有水源を抱え込むこととなります。※2015年水道用水一日最大給水量96万トンを基準に計算

裁判は裁判として、霞ヶ浦導水事業は国家権力による暴挙であることは免れません。

## 危機感市町村にも波及

### 「契約水量が多すぎる」県南水道企業団。大井川知事、企業局へ要望書提出。

1月23日、茨城県南水道事業団は、大井川和彦茨城県知事と中島敏之茨城県企業局長に宛て「県南広域水道供給事業に係る料金値下げの要望書」を提出しました。要望書は各2通に亘りますが、これまでと違い「供給料金の値下げ」に留まらず「料金算定方式・契約水量の見直し」をも求める、踏み込んだものになっています。

要望書は、人口減少社会を迎え、将来に亘って安全・安心な水を安定的かつ低廉に供給する義務を果たすため、受水費用の軽減を図るため…とあり、次のように求めています。

1. 平成24～29年度の料金単価算出の試算に用いた経費及び水量について、実績値に基づく検証を行い…現行の基本料金・使用料金の引き下げを行うこと。また、現行の二部制料金は…算出根拠を示せる算定式に見直すこと。
2. 契約水量については、今後も水需要の減少に拍車がかかり、未使用分水量の支出負担が更に重くなると見込まれることから、契約水量の見直しをすること。

いささか資料は古くなりますが、平成21年度の実績では、県南水道の契約水量は27.3万トン/日、自己保有水源の使用分を除く県営水道の必要水量は22.8万トン/日となり、県営水道への過払い分は約6億9000万円/年にも上ります。※要望書は別紙をご覧ください。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯：090-4527-7768